



お客さま・社会からの信頼回復に向けた取組み

2024年9月19日

「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」を策定

～ お客さま本位の業務運営に向け、すべての出向を対象に要件等を明記 ～

一般社団法人 日本損害保険協会(会長：城田 宏明)では、健全な競争環境の実現に向け、損害保険会社からの出向者派遣において留意すべき要件等を大綱的にまとめた「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」を新たに策定しました。

1. 概要

本ガイドラインでは、損害保険会社からの出向の適切性を担保するため、損害保険会社に統括部門を設置したうえで、出向要否や出向要件(目的、担当職務・権限、人数、期間、出向負担金)の充足を適切に判断することを求めています。特に、代理店および代理店に影響を及ぼし得る親会社等への出向については、その必要性・妥当性をより慎重に判断する旨を定めています。

また、出向期間中も、出向者との定期的な面談等により、コンプライアンス遵守の状況把握・徹底を図り、お客さま本位の業務運営を推進していきます。

■損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドラインhttps://www.sonpo.or.jp/about/pdf/syukousya_guideline.pdf**2. 今後の対応**

損害保険会社からの出向者による個人情報漏えい事案や、今後想定される「保険会社向けの総合的な監督指針」改正等の動きを踏まえ、本ガイドラインを必要に応じて改定するとともに、会員会社の取組状況を定期的にフォローアップしていきます。

【ご参考】

金融庁の「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書(※)では、損害保険会社から代理店等への出向は、代理店等の業務品質の向上やお客さまニーズの発掘による商品開発への貢献等、顧客本位の業務運営に資する一面がある一方で、お客さまの適切な商品選択を阻害するなどの弊害があると指摘されています。

加えて、2024年7月には、損害保険会社からの出向者による個人情報漏えい事案について、複数の損害保険会社が保険業法および個人情報保護法に基づき、金融庁から報告徴求命令を受けています。

(※) 2024年6月25日付「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書の公表について(金融庁)：<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240625.html>

これまでのお客さま・社会からの信頼回復に向けた取組みについては、こちらをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html>